

衆議院法務委員会ニュース

平成 21.4.7 第 171 回国会第 5 号

4月7日(火)、第5回の委員会が開かれました。

1 外国等に対する我が国の民事裁判権に関する法律案(内閣提出第37号)

- ・森法務大臣、佐藤法務副大臣、早川法務大臣政務官、政府参考人及び最高裁判所当局に対し質疑を行い、質疑を終局しました。
- ・採決を行った結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。
(賛成 - 自民、民主、公明、社民、滝実君)

(質疑者及び主な質疑内容)

平 将 明君(自民)

- ・本法律案提出の経緯について、佐藤法務副大臣に伺いたい。
- ・外国等と日本企業との裁判上の紛争に関し、これまでになされた判決の内容について、早川法務大臣政務官に伺いたい。
- ・本法律案が成立した場合の具体的適用事例及び日本の企業が事前リスクヘッジをする際の具体的方策について、法務当局に伺いたい。

神 崎 武 法君(公明)

- ・平成 18 年 7 月 21 日の最高裁判所判決で大審院決定が変更され、制限免除主義を採用することとされたが、この判決で示された外国が我が国の裁判権から免除されない範囲について法務大臣の所見を伺いたい。
- ・本法律案第 8 条において、「私法上の取引」ではなく「商業的取引」との用語を用いている理由を法務当局に伺いたい。
- ・有期雇用契約の更新の拒絶の無効について外国等を訴える場合、本法律案第 9 条の適用上、採用又は再雇用の契約の成否に関する裁判手続、又は解雇その他の労働契約の終了の効力に関する裁判手続のいずれの手続で扱うものとするのか、法務当局に伺いたい。

加 藤 公 一君(民主)

- ・国連国家免除条約があるにもかかわらず、なぜ本法律案を提出したのか。また、本法律案は、平成 18 年の最高裁判所判決において採用された制限免除主義を変更するものか。
- ・本法律案第 2 条に規定されている「国」とは、どのような意味か。未承認国家は含まれるのか。例えば、北朝鮮の行動により日本国内に損害が発生し、その被害者が北

朝鮮を提訴した場合、本法律案により民事裁判権が免除されることはあるのか。

- ・本法律案が成立すると、現在、国際慣習法及び判例により認められている民事裁判権の免除の範囲は広がるのか、狭くなるのか。
- ・本法律案第 9 条には、労働契約に関する定めが置かれているが、例えば、外国等が派遣労働者を受け入れていた場合、当該外国等が、派遣労働者と派遣会社との契約内容と異なる業務内容を派遣労働者に強制した場合、当該外国等は、本法律案により民事裁判権が免除されるのか。

保 坂 展 人君(社民)

- ・国民が対外国民事裁判権法を使用するに当たっての留意点を、法務当局に伺いたい。
- ・複雑な法律なので、国民及び法人等に対する周知の方法は工夫する必要があると思うが、どのような方法を考えているか、法務当局に伺いたい。
- ・裁判員候補者が死刑制度に関する質問について、思想良心の自由に基づいて沈黙するとして陳述を拒否した場合、「正当な理由のない陳述の拒否」に相当するのか、法務当局に伺いたい。

滝 実君(無)

- ・雇用契約等に関し、関係国間で別段の合意をする場合は、裁判権から免除されるものとする国連国家免除条約上の定めを本法律案に明記しなかった理由について、法務当局に伺いたい。
- ・我が国が制限免除主義を採用することを明らかにした平成 18 年 7 月 21 日最高裁判所判決に係る差戻審が、現在も東京高等裁判所に係属している理由について、法務当局に伺いたい。
- ・我が国が外国の裁判所における民事訴訟で被告となったことについて、法務省の訟務部門が通報を受けるものと

する必要があると考えるが、法務当局の見解を伺いたい。